

玉野市子ども医療費給付条例（昭和48年玉野市条例第34号）による子どもの医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	玉野市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	玉野市子ども医療費給付条例（昭和48年玉野市条例第34号）による子どもの医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		玉野市行政手続における個人番号の利用に関する条例別表第1第4の項 玉野市子ども医療費給付条例（昭和48年玉野市条例第34号）による子どもの医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条	玉野市子ども医療費給付条例（昭和48年玉野市条例第34号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の（福祉）を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、（子ども）に係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もって子どもの（健康の保持及び増進）に寄与することにより、児童（福祉）の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		玉野市子ども医療費給付条例（昭和48年玉野市条例第34号） 玉野市子ども医療費給付条例施行規則（平成13年玉野市規則第44号） 岡山県小児医療費補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	玉野市こども医療費給付条例第5条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市こども医療費給付条例第5条第1項の規定による受給資格者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 ¹	玉野市こども医療費給付条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 ²	玉野市こども医療費給付条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 ³	玉野市こども医療費給付条例施行規則第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 ⁵	玉野市こども医療費給付条例施行規則第2条第1項
-------	--------------------------------	-------------------------

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	岡山県小児医療費補助金交付要綱第2条 玉野市子ども医療費給付条例施行規則第2条第1項様式第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	玉野市子ども医療費給付条例第9条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	玉野市子ども医療費給付条例第9条の規定による受給資格の変更又は受給資格の喪失の届出についての事実の認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	玉野市子ども医療費給付条例施行規則第7条第1項第2、3、4、5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	玉野市子ども医療費給付条例施行規則第7条第1項第2、3、4、5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	玉野市子ども医療費給付条例施行規則第7条第1項第2、3、4、5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	玉野市子ども医療費給付条例施行規則第7条第1項第2、3、4、5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ニ	岡山県小児医療費補助金交付要綱第2条 玉野市子ども医療費給付条例施行規則第2条第1項様式第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
備考		

届出情報

届出日	2024年05月27日
独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月25日

保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	